

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会常勤的嘱託職員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に期間を定めて雇用される者でその者の知識及び経験を生かし、業務能率を低下させることなく、業務運営の向上に資するため雇用する嘱託職員（以下「常勤的嘱託職員」という。）の労働条件、就業その他これに関連する必要事項及び守らねばならない服務規律等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において、「常勤的嘱託職員」とは、専門的知識、技能及び経験を有する者を専門的な業務に勤務する嘱託職員をいう。

(身分)

第3条 常勤的嘱託職員の身分は、一般職の職員とする。

(雇用)

第4条 常勤的嘱託職員の雇用は、本会会長が行う。

- 2 常勤的嘱託職員の雇用期間は、1年以内でその都度定める期間とする。
- 3 前項の雇用期間は、本会会長による当該職員の職務能力、勤務態度及び健康状況についての評価に基づき、当該評価が良好であると認められる場合に限り、更に1年以内で必要な期間延長することができる。当該延長に係る雇用期間の満了時において、これを更に延長しようとする場合も、同様とする。
- 4 雇用期間延長を行う場合の期間の末日は、当該職員が満60歳に達する日以後、最初の3月31日以前でなければならない。
- 5 本会会長は別紙様式による雇用通知書を常勤的嘱託職員に交付するものとする。

(給与及び旅費)

第5条 常勤的嘱託職員に支給する給与及び旅費は、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会職員の給与及び旅費に関する規程（平成2年3月27日規程）の例による。

- 2 常勤的嘱託職員の給与給付水準は弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月30日条例第41号）を準用し、その額を決定し支給する。

(給与の支給日)

第6条 給与の支給日は、常勤職員の例による。

(職員就業規則の準用)

第7条 この規則に定めるもののほか常勤的嘱託職員の就業については、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会就業規則（平成17年10月31日規則第7条及び第13条を除く。）を準用する。

(無期雇用契約への転換)

第7条の2 有期雇用契約の通算契約期間が5年を超える常勤的嘱託職員は、その有期雇用契約期間の初日から末日までの間に、書面で申し出ることにより、その有期雇用契約が終了した翌日から、期間の定めのない雇用契約での雇用に転換することができる。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連續して6ヶ月以上ある常勤的嘱託職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めな

い。

- 2 無期雇用契約の労働条件は、直前の有期雇用契約と同一の労働条件を適用する。
- 3 無期雇用契約へ転換した常勤的嘱託職員に係る定年は、満60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。